

(業務名称) : 2023～2025 年度 市民ならびに教育現場における国際理解促進にかかる運営業務等委託契約

(公示日 : 2022年12月5日) について、質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
関西センター

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 35	1. 経費の積算に係る留意点 (1) ②直接経費	定額で計上されている直接経費について、経費に過不足があった場合は、業務間の経費流用は可能か。	可能です。具体的な金額並びに手続きは、受託団体と発注者（JICA）との双方協議のもとで決定します。
2	P. 16ほか	3. 業務の概要	各業務の② 委託業務内容の中で定められている「企画書の作成」について、具体的には、受託団体はどこまで企画の立案を行うのか。	「企画書の作成」の実態は業務によって異なります。例えば、(4) 国際協力イベントの実施 (P. 18～) に関しては、仕様書に定める通り、原則として、受注団体が発注者（JICA）に相談しつつ、立案から企画書作成までの全てを行うことを想定しています。その他業務、(2) 教職員等を対象とした研修事業 (P. 15～) また(5) 市民向け国際理解促進セミナーの運営 (P. 19～) においては、仕様書に定める通り、各案件の内容は発注者及びその他関係者、受託団体との間で協議し決定することを想定しており、受託団体の業務は協議内容取りまとめを踏まえた企画書の作成となります。
3	P. 3	5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について	業務の再委託は可能か。	仕様書に定める通り、再委託は原則禁止です。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。具体的には、受託団体とJICAと双方協議のもと、可否を決定します。